



歩行者被害の重大事故 が連日発生！

11月25日(火)午後6時頃、札幌市厚別区もみじ台東1丁目の市道上で、普通乗用車と道路を横断中の歩行者(高齢女性)が衝突し、歩行者が亡くなる事故が発生しました。

11月21日から24日までに3件の歩行者被害の重傷事故も発生しており、今一度、加害者にも被害者にもならないための共通の心得について考えてみましょう。

【交通の方法に関する教則(国家公安委員会告示第3号)】

【第1章、歩行者と運転者に共通の心得(抜粋)】

くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。

そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持って、判断し、行動することが必要です。

横断危険！



- ドライバーのみなさんへ
運転中は常に気を抜かない！
特に、夕暮れ時や夜間に前方の確認を怠らない！
～前方で歩行者が横断しているかもしれません～
- 歩行者のみなさんへ
道路を横断する時は、横断歩道を利用しましょう。
歩行する際は、夜光反射材を着用しましょう。
～道路の横断は危険です～
～歩行者は見落とされています～

